

## 特定の専門知識を有する外国人の所得の課税範囲

財務大臣規則 No.18/PMK.03/2021(以下、PMK18)が 2021 年 2 月 17 日に公布され、2020 年 11 月 2 日公布の雇用創出に関する法律 2020 年第 11 号、通称オムニバス法により改正された税制改正(オムニバス法による税制改正の内容については[ニュースレターVol1](#).参照)の内、オムニバス法により明確になっていなかった各種条件が規定されています。今回は PMK18 により明らかになったポイントのうち、特定の専門知識を有する外国人の所得の課税範囲について解説いたします。

### 特定の専門知識の定義の明確化

まず、オムニバス法により新たに追加された、インドネシアで納税義務を負う外国人の所得に関する規則の概要は次の表の通りです。

**表 1 : オムニバス法による改正の概要(外国人所得の課税範囲)**

改正条項	改正前	改正後
第4条1a ～1d項	インドネシアでの納税義務を有する外国人は全世界所得が課税対象となる。	1) 以下の条件を満たす外国人は、インドネシア国内で受領した所得のみがインドネシアでの課税対象となる。 <b>①特定の専門知識を有する(詳細は財務大臣規則で定められる)</b> ②インドネシアの納税者となってから4課税年度以内 2) 但し、国外所得が、インドネシアにおける業務の対価として支払われる場合、当該所得はインドネシアでの課税対象となる。 3) 国外所得に対して租税条約を適用する場合は除く。

上表の 1)で示した、インドネシア国内で受領した所得のみが課税対象となる外国人の条件のうち、「特定の専門知識」について PMK18 の別表で ISCO と呼ばれる国際標準職業分類のコードから 25 種類が明示されています。

**表 2 : PMK18 別表 II の特定の専門家に該当する業種リスト**

No.	Kode ISCO※ / KBJI ※国際標準職業分類	職業 ※括弧書きはISCOの英語表記及びその仮訳
1	2113	Ahli Kimia (Chemists, 化学者)
2	2114	Ahli Geologi dan Geofisika (Geologists and Geophysicists, 地質学者および地球物理学者)
3	2131	Ahli Biologi, Botani, Zoologi dan ybdi (Biologists, botanists, zoologists and related professionals, 生物学者、植物学者、動物学者および関連する専門家)
4	2133	Ahli Perlindungan Lingkungan (Environmental protection professionals, 環境保護の専門家)
5	2141	Ahli Teknik Industri dan Produksi (Industrial and production engineers, 産業および製造エンジニア)
6	2142	Ahli Teknik Sipil (Civil engineers, 土木技師)
7	2143	Ahli Teknik Lingkungan (Environmental engineers, 環境エンジニア)
8	2144	Ahli Teknik Mekanika (Mechanical engineers, 機械エンジニア)
9	2145	Ahli Teknik Kimia (Chemical engineers, 化学技術者)
10	2146	Ahli Teknik Pertambangan, Metalurgi, ybdi (Mining engineers, metallurgists and related professionals, 鉱業技術者、冶金学者、及び関連する専門家)
11	2149	Ahli Teknik ytdl (Engineering professionals not elsewhere classified, 214分類に含まれていない他のエンジニア、専門家)
12	2151	Ahli Teknik Listrik (Electrical engineers, 電気技術者)
13	2152	Ahli Teknik Elektronik (Electronics engineers, 電子技術者)
14	2153	Ahli Teknik Telekomunikasi (Telecommunications Engineers, 通信技術者)
15	2163	Perancang Produk dan Pakaian Jadi (Product and garment designers, 製品、衣服デザイナー)
16	2164	Perencanaan Tata Kota dan Lalu Lintas (Town and traffic planners, 都市計画・交通システムプランナー)
17	2166	Perancang Grafis dan multimedia (Graphic and multimedia designers, グラフィックおよびマルチメディアデザイナー)
18	2310	Dosen di Universitas (University and higher education teachers, 大学等の講師)
19	2511	Analisis Sistem (Systems analysts, 情報システムアナリスト)
20	2512	Pengembang Perangkat Lunak (Software developers, ソフトウェア開発者)
21	2513	Pengembang Web dan Multimedia (Web and multimedia developers, Webおよびマルチメディア開発者)
22	2514	Pemrograman Aplikasi (Applications programmers, アプリケーションプログラマー)
23	3121	Supervisor Pertambangan (Mining supervisors, 鉱業関係の監督者)
24	3139	Teknisi Proses Kontrol ytdl (Process control technicians not elsewhere classified, 313分類で示されていないプロセスコントロール技術者)
25	3155	Teknisi Perangkat Elektronik Keselamatan Lalu Lintas Udara (Air traffic safety electronics technicians, 航空交通安全電子技術者)

## 適用を受けるための申請手続

前述の条件を満たすインドネシアで納税義務を負う外国人がインドネシア国内で受領した所得のみをインドネシアでの課税対象とするという取り扱いを受けるためには、以下の書類を事前に税務署へ申請する必要があります。

- PMK18 別表 III の申請書
- 管轄省庁の大臣による承認を受けた外国人労働者使用計画(RPTKA)のコピーもしくは研究許可
- NPWP のコピー
- 有効なパスポートのコピー
- ビザ及び滞在許可のコピー
- 以下を証明する書類(1 種類あるいは複数)
  - 専門知識を有することの証明書(インドネシア又は出身国の機関が発行)
  - 卒業証明書
  - 5 年以上の実務経験を証明する書類

申請手続は電子申請ないし郵便等で行うことができるとされ、申請が税務署により受領されてから 10 営業日以内に承認の可否が通知されるとされています。

## 当該規定のポイント

PMK18 により明確になった外国人の所得の課税範囲に関する規定に関して、以下のポイントにご留意ください。

- 当該規定の適用により恩恵が受けられるケースには以下のような所得がある場合が挙げられます。

(条件を満たす場合にインドネシアでの課税対象外となる所得の例)

- 日本の親会社の役員を兼務している場合の日本で受け取る役員報酬
- 日本国内の土地・建物等の譲渡対価
- 日本国内の不動産貸付けによる収入
- 日本の内国法人から受け取る配当等

上記に例示している所得は、日本で納税義務が発生する一方、インドネシアでは、全世界

所得として扱われ申告対象とされています。そのため、日本で納付した税額をインドネシアで課される所得税から一部あるいは全額について控除でき(外国税額控除)、残額をインドネシアで申告納税するという手続が必要となります。

このような所得がある方が、表 1、1)の条件①及び②を満たせば、当該二重課税回避のための外国税額控除手続を省略できるという点でメリットがあるといえます。なお、当該規定の適用を受けた場合、外国税額控除など租税条約の適用を受けられないと規定されていますので、誤った手続をしないように留意する必要があります。

- 例えば、日本人駐在員の方が給与の一部を日本法人から日本円で支給を受けるような場合について、表 1、2)の「**国外所得がインドネシアの業務の対価として支払われる場合**」に該当すると判断される場合、上表 1)の条件を満たしていたとしても従来通りインドネシアでの課税対象として取り扱われると解釈される点留意が必要です。
- 当該規定は、オムニバス法が公布された 2020 年 11 月 2 日以降の所得に対して適用されることとなっています。既に駐在されている方で、インドネシアの納税者となってから 4 年が経過していない方、あるいは今後赴任される新規の駐在員の方で前述の条件を満たす場合は適用を受けるチャンスがあるといえます。
- 適用申請を行う際、専門知識を有する旨の証明に合わせてビザ及び滞在許可に関する情報も提出が求められています。そのため、ビザ取得手続の際に申請した職種と整合する必要があると考えられます。

本件に関するご質問又は会計監査、各種コンサルティング等の各種ご相談がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

[hirofumi.miyoshi@crowe.id](mailto:hirofumi.miyoshi@crowe.id)

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

[hisae.miyoshi@crowe.id](mailto:hisae.miyoshi@crowe.id)